

マイナンバーについて



申請・届出様式について

平成29年4月1日以降の加入申請・喪失届出分から以下のとおり記入項目が追加となりました。

申請人記入欄において組合員のマイナンバーの記入が必要となりました！

加入申請書	喪失届出書
上記のとおり必要書類を添えて申請します。 ・同一世帯の健康保険については、裏面2のとおです。 ・下記、事業主及び事業主である社員税理士に本申請事務を委任します。(個人番号含む) 平成 年 月 日 電話番号 () 自宅住所 〒 申請人(組合員) 氏名 組合員マイナンバー	上記のとおり必要書類(被保険者証・高齢受給者証・限度額認定証)を添えて届出します。 ・必要書類を添付できない場合は、裏面2を記入し保険給付事務が発生した場合は解決の費を負います。 ・喪失年月日が届出日から3ヶ月以上経過する場合は、裏面2を記入し届出します。 ・下記、事業主及び事業主である社員税理士に本申請事務を委任します。(個人番号含む) 平成 年 月 日 電話番号 () 自宅住所 〒 申請人(組合員) 氏名 組合員マイナンバー

※平成29年4月1日以降の加入申請・喪失届出の際は、必ず申請人である組合員のマイナンバーの記入が必要(国民健康保険法施行規則第15条)となりますので、**旧様式の使用や記入漏れがないようご注意ください。**

喪失届出時の本人確認書類について

平成29年4月1日以降の喪失届出分から本人確認書類(番号確認書類+身元確認書類)において以下のとおり変更となりました。

喪失届出時の本人確認書類の提出が不要となりました！

喪失届出時
の提出書類

- ① 国民健康保険被保険者喪失届出書
- ② 被保険者証
- ③ 高齢受給者証(70歳から74歳)
- ④ 限度額適用認定証(交付者のみ)

※加入申請の際は本人確認書類の添付省略はできませんのでご注意ください。

様式は当組合ホームページからもダウンロードできますので、ぜひご活用ください

マイナンバーの利用目的と利用方法について

利用目的

当組合では、収集したマイナンバーを番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」に基づいて、下記に掲げる**被保険者資格の適用、保険給付業務に限り利用**します。

利用方法

平成29年7月以降、以下の申請・届出において利用します。

- ① 加入時や住所変更等の際の住民票情報の照会。
- ② 高齢受給者証の交付や更新、高額療養費、限度額適用認定証交付の際の所得情報の照会。

※上記の申請・届出があった場合の必要なときにだけ情報の確認を行います。

※個人番号カードに切り替えた方はマイナ・ポータルを利用することにより、ご自身のマイナンバーがどういったことに利用されたかをパソコンで確認することができます。 [URL https://myna.go.jp](https://myna.go.jp)